第二百十九回国会　衆議院　安全保障委員会議録　第三号

令和七年十二月九日（火曜日）

午後零時四十五分開議

出席委員

委員長　前原　誠司君

理事　東　国幹君　理事　大野敬太郎君

理事　本田　太郎君　理事　篠原　豪君

理事　下野　幸助君　理事　渡辺　周君

理事　和田有一朗君　理事　橋本　幹彦君

江渡　聡徳君　小野寺五典君

塩崎　彰久君　関　芳弘君

高見　康裕君　中曽根康隆君

中谷　元君　松島みどり君

吉田　真次君　若山　慎司君

新垣　邦男君　池田　真紀君

重徳　和彦君　升田世喜男君

柳沢　剛君　屋良　朝博君

阿部　司君　福田　徹君

金城　泰邦君　山口　良治君

赤嶺　政賢君

防衛大臣　小泉進次郎君

防衛副大臣　宮崎　政久君

防衛大臣政務官　若林　洋平君

防衛大臣政務官　吉田　真次君

安全保障委員会専門員　飯野　伸夫君

委員の異動

十二月九日

辞任　補欠選任

長島　昭久君　松島みどり君

福田　達夫君　若山　慎司君

同日

辞任　補欠選任

松島みどり君　長島　昭久君

若山　慎司君　福田　達夫君

十二月八日

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）

同月四日

戦争準備の軍拡は中止し、憲法、平和、命、暮らしを守る政治への転換に関する請願（赤嶺政賢君紹介）（第二八五号）

同（志位和夫君紹介）（第二八六号）

同（塩川鉄也君紹介）（第二八七号）

同（辰巳孝太郎君紹介）（第二八八号）

同（田村貴昭君紹介）（第二八九号）

同（田村智子君紹介）（第二九〇号）

同（堀川あきこ君紹介）（第二九一号）

同（本村伸子君紹介）（第二九二号）

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第一〇号）

国の安全保障に関する件

○前原委員長　これより会議を開きます。

初めに、昨日深夜に青森県東方沖を震源として発生した地震によって被害に遭われました皆様、また、大変寒い中避難され、厳しい夜を過ごされた皆様に、謹んでお見舞い申し上げます。

○前原委員長　国の安全保障に関する件について調査を進めます。

この際、去る十一月二十八日、自衛隊による熊対策の実情調査のため、委員六名が参加し、秋田県において視察を行いましたので、参加委員を代表して、私からその概要を御報告申し上げます。

まず、秋田県庁では、鈴木知事より要望書を受領した後、秋田県における熊被害の現状と対策上の課題、自衛隊による協力の具体的内容や県民の受け止め等について説明を聴取し、意見交換を行いました。

次に、鹿角市役所を訪問し、鹿角市内において、自衛隊が箱わなの撤去を支援する現場を視察した後、実際に対策に当たっている自衛隊、秋田県、鹿角市の関係者より説明を聴取いたしました。

関係者からの説明に対し、参加委員からは、十一月末までという自衛隊の協力期間を延長しなかった理由や来年以降の協力の在り方、自衛隊に対する県民感情、自衛隊が協力を行うに当たっての猟友会との役割の調整や安全対策などについて質疑応答を行いました。

以上が視察の概要であります。

最後に、今回の視察に御協力いただきました皆様に心から御礼を申し上げ、視察の報告とさせていただきます。

○前原委員長　この際、吉田防衛大臣政務官から発言を求められておりますので、これを許します。吉田防衛大臣政務官。

○吉田大臣政務官　防衛大臣政務官の吉田真次でございます。

先日の安全保障委員会を欠席させていただきまして、大変御迷惑をおかけいたしました。

また、本日発言の機会をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

国民の命と平和な暮らしを守るため、宮崎副大臣及び若林政務官とともに小泉大臣をお支えし、全力で職責を果たしてまいる所存でございます。

前原委員長を始め理事、委員の皆様方の御指導、御鞭撻を賜りますよう、心からお願い申し上げます。

○前原委員長　次に、内閣提出、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。小泉防衛大臣。

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○小泉国務大臣　ただいま議題となりました防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

防衛省職員の給与について、本年度の官民較差に基づく改定を実施するため、所要の措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

第一に、人事院勧告の趣旨を踏まえて、自衛隊教官、自衛官等の俸給月額等について引き上げることとしております。

第二に、人事院勧告の趣旨を踏まえて、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生、陸上自衛隊高等工科学校の生徒等に係る期末手当について引き上げることとしております。

なお、自衛官及び事務官等の期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げにつきましては、一般職の職員の給与に関する法律の改正によって、一般職の職員と同様の改定が防衛省職員についても行われることとなります。

第三に、一般職の職員と同様に本府省業務調整手当の支給対象職員の拡大、第二種初任給調整手当の新設等を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要でございます。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○前原委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「には地域手当」を「には本府省業務調整手当、地域手当」に改め、同条第二項中「第十条の三第一項中「又は研究職俸給表」とあるのは「、研究職俸給表又は」を「第十条の三第一項中「又は指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「、指定職俸給表若しくは」に、「」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」を「の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」に改め、「同条第二項中「又は研究職俸給表」の下に「の適用を受ける職員」を、「又は自衛官俸給表」の下に「の適用を受ける職員（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員を除く。）」を、「」に」と」の下に「、「指定職俸給表の適用を受ける職員」とあるのは「同条の規定の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」と」を加える。

第十八条第二項中「六千八百三十円」を「七千二百七十円」に改める。

第十八条の二第一項中「百分の七十」と」の下に「、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と」を加え、「百分の六十六・二五」を「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「、六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」に、「百分の五十」」を「百分の五十（」に改め、「、「百分の六十」の下に」、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五」を、「百分の五十七・五」の下に」、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十二・五（特定管理職員にあつては百分の六十二・五、防衛省の職員の給与等に関する法律第六条第二項の規定の適用を受ける職員にあつては百分の五十七・五」を加える。

第十八条の三中「、「百分の百七十二・五」を「「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」に改める。

第二十二条の二第一項中「第十四条（」の下に「本府省業務調整手当、」を加える。

第二十四条の二第二項中「十七万九千円」を「十九万五百円」に改める。

第二十五条第二項中「十五万千三百円」を「十六万千円」に改め、同条第四項中「百分の百七十二・五」と」の下に「、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と」を加える。

第二十五条の二第二項中「十三万千円」を「十四万七千七百円」に改め、同条第三項中「百分の百七十二・五」と」の下に「、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」と」を加える。

第二十七条第二項中「俸給、地域手当」を「俸給、本府省業務調整手当、地域手当」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一　自衛隊教官俸給表（第四条－第五条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級
	号俸	俸給月額	俸給月額
		円	円
	1	259,800	389,400
	2	261,200	390,900
	3	262,600	392,300
	4	264,000	393,700
	5	265,400	395,100
	6	266,600	396,500
	7	267,800	398,000
	8	269,000	399,400
	9	270,300	400,700
	10	271,400	402,100
	11	272,500	403,600
	12	273,700	405,100
	13	275,000	406,400
	14	276,700	407,900
	15	278,400	409,400
	16	280,100	410,900
	17	281,800	412,300
	18	283,800	413,900
	19	286,000	415,500
	20	288,200	417,000
	21	290,400	418,200
	22	292,600	419,600
	23	294,800	421,000
	24	296,900	422,300
	25	298,900	423,900
	26	300,800	425,300
	27	302,700	426,600
	28	304,500	428,000
	29	306,300	429,400
	30	308,200	430,700
	31	310,000	432,200
	32	311,700	433,700
	33	313,400	435,300
	34	315,200	436,700
	35	316,900	438,300
	36	318,500	439,800
	37	320,100	441,500
	38	321,800	443,000
	39	323,600	444,600
	40	325,300	446,200
	41	326,600	447,700
	42	328,500	449,200
	43	330,300	450,400
	44	332,000	451,600
	45	333,600	452,800
	46	335,500	454,100
	47	337,200	455,300
	48	338,900	456,500
	49	340,600	457,600
	50	342,300	458,800
	51	344,000	460,000
	52	345,700	461,200
	53	347,400	462,400
	54	348,700	463,600
	55	350,000	464,800
	56	351,300	466,000
	57	352,800	467,100
	58	354,400	467,700
	59	355,900	468,200
	60	357,500	468,700
	61	358,900	469,200
	62	360,500	
	63	362,100	
	64	363,500	
	65	365,000	
	66	366,600	
	67	368,200	
	68	369,700	
	69	371,200	
	70	372,800	
	71	374,300	
	72	375,800	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	73	377,300	
	74	378,900	
	75	380,500	
	76	382,000	
	77	383,400	
	78	384,800	
	79	386,200	
	80	387,500	
	81	388,800	
	82	390,200	
	83	391,500	
	84	392,800	
	85	393,900	
	86	395,300	
	87	396,600	
	88	397,900	
	89	399,100	
	90	400,400	
	91	401,500	
	92	402,700	
	93	403,900	
	94	405,000	
	95	406,200	
	96	407,400	
	97	408,800	
	98	409,800	
	99	410,800	
	100	411,800	
	101	412,700	
	102	413,700	

	103	414,800	
	104	415,900	
	105	416,600	
	106	417,500	
	107	418,400	
	108	419,300	
	109	420,100	
	110	420,900	
	111	421,700	
	112	422,500	
	113	423,100	
	114	423,800	
	115	424,500	
	116	425,200	
	117	425,800	
	118	426,300	
	119	426,600	
	120	426,900	
	121	427,200	
	122	427,500	
	123	427,800	
	124	428,000	
	125	428,200	
	126	428,500	
	127	428,800	
	128	429,000	
	129	429,200	
	130	429,500	
	131	429,800	
	132	430,000	
	133	430,200	
	134	430,500	
	135	430,800	
	136	431,000	
	137	431,200	
	138	431,500	
	139	431,800	
	140	432,000	
	141	432,200	
	142	432,500	
	143	432,800	
	144	433,000	
	145	433,200	
定年前再任用短時間勤務職員		基準俸給月額	基準俸給月額
		円	円
		288,900	348,200

別表第二　自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第九条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

職員の区分	階級 / 号俸	陸将 海将 空将	陸将補 海将補 空将補		1等陸佐 1等海佐 1等空佐			2等陸佐 2等海佐 2等空佐	3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹	3等陸曹 3等海曹 3等空曹	陸士長 海士長 空士長	1等陸士 1等海士 1等空士	2等陸士 2等海士 2等空士
		俸給月額	俸給月額		俸給月額			俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
			(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(ハ)													
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	736,000	736,000	604,200	563,000	527,500	459,000	398,800	374,100	335,200	313,400	308,200	302,600	295,100	295,000	286,200	267,900	250,200	250,000	239,500
	2	794,000	794,000	612,000	568,700	531,500	460,900	401,400	376,600	336,300	314,700	308,900	304,100	296,600	296,500	288,300	270,700	252,600	252,400	241,300
	3	852,000	852,000	617,900	573,600	535,000	462,800	404,000	379,100	337,400	316,000	309,600	305,600	298,100	298,000	290,400	273,500	255,000	254,800	243,100
	4	933,000	933,000	622,500	577,900	538,500	464,700	406,600	381,600	338,500	317,300	310,300	307,100	299,600	299,500	292,500	276,300	257,400	257,200	244,900
	5	1,006,000		626,500	581,900	541,900	466,600	409,000	384,000	339,500	318,600	311,000	308,500	300,900	300,800	294,700	278,900	259,900	259,700	246,700
	6	1,078,000		629,300	585,200	545,400	468,500	410,700	385,800	340,300	320,700	311,700	309,800	302,300	302,200	296,200	280,700	261,800	260,400	248,200
	7	1,153,000		631,700	588,200	548,300	470,400	412,400	387,600	341,100	322,800	312,400	311,100	303,700	303,600	297,700	282,500	263,700	261,100	249,700
	8	1,224,000		633,600	590,600	550,700	472,300	414,100	389,400	341,900	324,900	313,100	312,500	305,100	305,000	299,200	284,300	265,600	261,800	251,200
	9				592,600	552,600	474,000	415,900	391,200	342,500	326,800	313,900	313,800	306,300	306,200	300,600	286,000	267,500	262,500	252,700
	10						475,500	417,900	392,800	343,400	327,800	315,100	315,000	307,500	307,400	302,000	287,700	269,400	263,500	254,200
	11						477,000	419,900	394,400	344,300	328,800	316,300	316,200	308,700	308,600	303,400	289,400	271,300	264,500	255,700
	12						478,500	421,900	396,000	345,200	329,800	317,500	317,400	309,900	309,800	304,800	291,100	273,200	265,500	257,200
	13						479,900	423,800	397,500	346,200	330,800	318,800	318,400	310,900	310,800	306,000	292,600	275,100	266,600	258,500
	14						481,400	425,900	399,300	346,800	331,500	319,900	319,600	312,100	312,000	307,200	293,900	276,600	266,900	259,500
	15						482,900	428,000	401,100	347,400	332,200	321,100	320,800	313,300	313,200	308,400	295,200	278,100	267,200	260,500
	16						484,400	430,100	402,900	348,000	332,900	322,200	322,000	314,500	314,400	309,600	296,500	279,600	267,500	261,500
	17						485,800	432,100	404,700	348,400	333,600	323,200	323,100	315,500	315,400	310,600	297,700	281,000	267,700	262,500
	18						487,100	434,000	406,400	349,400	334,400	323,900	323,700	316,200	316,100	311,800	298,900	282,600		
	19						488,400	435,900	408,100	350,400	335,200	324,600	324,300	316,900	316,800	313,000	300,100	284,200		
	20						489,700	437,800	409,800	351,400	336,000	325,300	325,000	317,600	317,500	314,200	301,300	285,800		
	21						490,800	439,600	411,500	352,200	336,700	325,800	325,600	318,100	318,000	315,200	302,300	287,300		
	22						491,500	441,300	413,300	353,500	337,300	326,400	326,100	318,600	318,500	315,800	303,900	288,300		
	23						492,200	443,000	415,100	354,800	337,900	327,000	326,600	319,100	319,000	316,400	305,500	289,300		
	24						492,900	444,700	416,900	356,100	338,500	327,500	327,100	319,600	319,500	317,000	307,100	290,300		
	25						493,600	446,400	418,800	357,400	338,900	328,000	327,600	320,200	320,100	317,600	308,600	291,300		
	26						494,300	448,200	420,500	359,600	339,500	328,600	328,200	320,800	320,700	318,200	309,500	292,400		
	27						495,000	450,000	422,200	361,800	340,100	329,200	328,800	321,400	321,300	318,800	310,400	293,500		
	28						495,700	451,800	423,900	364,000	340,700	329,800	329,400	322,000	321,900	319,400	311,300	294,600		
	29						496,200	453,400	425,700	366,000	341,300	330,400	330,000	322,600	322,500	320,000	312,300	295,700		
	30						496,900	455,300	427,300	367,200	342,300	330,900	330,500	323,100	323,000	320,600	312,800	296,300		
	31						497,600	457,200	428,900	368,400	343,300	331,400	331,000	323,600	323,500	321,200	313,300	296,900		
	32						498,300	459,100	430,500	369,600	344,300	331,900	331,500	324,100	324,000	321,800	313,900	297,500		
	33						498,800	460,800	432,200	370,600	345,100	332,400	332,100	324,700	324,600	322,300	314,300	298,000		
	34						499,300	462,600	433,900	371,900	346,100	333,000	332,700	325,300	325,200	322,800	314,800			
	35						499,800	464,400	435,600	373,200	347,100	333,600	333,300	325,900	325,800	323,300	315,300			
	36						500,300	466,200	437,300	374,500	348,100	334,200	333,900	326,500	326,400	323,800	315,900			
	37						500,900	467,900	439,100	375,600	348,900	334,600	334,400	327,000	326,900	324,400	316,400			
	38						501,500	469,400	441,000	376,900	350,500	335,300	335,100	327,700	327,600	325,000	316,900			
	39						502,100	470,900	442,900	378,200	352,100	336,000	335,800	328,400	328,300	325,600	317,400			
	40						502,700	472,400	444,800	379,500	353,700	336,700	336,500	329,100	329,000	326,200	317,900			

| | | |

| | | |

	145											456,300	453,500						
再任用職員		—	—	528,300	484,600	469,100	412,100	372,600	354,400	322,000	304,100	298,100	297,700	290,900	289,300	280,800	263,100	—	—	—

備考㈠　統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の㈡欄に定める額の俸給を支給するものとする。

㈡　この表の陸将補、海将補及び空将補の㈠欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考㈠の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

㈢　この表の１等陸佐、１等海佐及び１等空佐の㈠欄又は㈡欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

㈣　退職の日に昇任した職員（その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。）については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第二条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「、初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。以下同じ。）」を、「の自衛官には」の下に「第二種初任給調整手当、」を加え、同条第二項中「第十条の五」を「第十条の六」に改め、「いう」の下に「。以下同じ」を、「規定の適用を受ける職員又は常勤の防衛大臣政策参与」の下に「二」と、一般職給与法第十条の五第一項中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と、「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された職員」と、「勤務時間法第五条第一項に規定する勤務時間」とあるのは「一週間当たりの勤務時間として政令で定める時間数」を加え、「（昭和二十九年法律第百六十五号）」を削る。

第十八条の二第一項中「百分の百二十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」と、「、六月に支給する場合には百分の六十六・二五、十二月に支給する場合には百分の六十八・七五」を「百分の百二十六・二五」とあるのは「百分の七十一・二五」と、「百分の百六・二五」とあるのは「百分の六十一・二五」と、「百分の六十七・五」に、「百分の五十（二」を「百分の五十一・二五」」に、「百分の六十）、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十一・二五）、十二月に支給する場合には百分の五十二・五（特定管理職員にあつては、百分の六十二・五）、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十（特定管理職員にあつては、百分の五十一・二五）、自衛隊法第四十五条の二第一項の規定により採用された職員にあつては百分の五十二・五（特定管理職員にあつては百分の六十二・五」を「百分の六十一・二五）、同項の規定により採用された職員にあつては百分の五十一・二五（特定管理職員にあつては百分の六十一・二五」に改める。

第十八条の三中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を「、「百分の百七十五」に改める。

第二十二条の二第六項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第二十四条の二第一項中「及び」を「、第二種初任給調整手当及び」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に関し必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じて政令で定める。

第二十四条の三第二項中「一万二千三百円」を「一万三千百円」に改める。

第二十四条の四第二項中「一万八千五百円」を「一万九千七百円」に改める。

第二十五条第一項中「学生手当」の下に「、第二種初任給調整手当」を加え、同条第四項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改め、同条に次の一項を加える。

6　第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に関し必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じて政令で定める。

第二十五条の二第一項中「及び」を「、第二種初任給調整手当及び」に改め、同条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十六・二五」に、「百分の百七十二・五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百七十七・五」を「百分の百七十五」に改め、同条に次の一項を加える。

5　第一項の第二種初任給調整手当の月額その他その支給に関し必要な事項は、一般職の国家公務員の例に準じて政令で定める。

附則第十一項中「第十条の五第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

附　則

（施行期日等）

第一条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定並びに附則第五条、第七条及び第八条の規定は、令和八年四月一日から施行する。

2　第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「第一条改正後防衛省給与法」という。）の規定は、令和七年四月一日から適用する。

（適用日における最高の号俸を超える俸給月額の切替え）

第二条　令和七年四月一日（以下この条において「適用日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項若しくは第五項又は第六条の二第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の適用日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（特地勤務手当に準ずる手当に関する経過措置）

第三条　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第　　号。以下「一般職給与改正法」という。）附則第三条の規定は、第一条改正後防衛省給与法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第一条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第十四条第二項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第三条中「国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第六十条の二第二項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第五条第一項」と、「及び」とあるのは「、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された職員及び」と、「附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員」とあるのは「附則第八条第四項に規定する暫定再任用隊員」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

（給与の内払）

第四条　第一条改正後防衛省給与法の規定を適用する場合においては、第一条の規定による改正前の法の規定に基づいて支給された給与は、第一条改正後防衛省給与法の規定による給与の内払とみなす。

（第二種初任給調整手当に関する経過措置）

第五条　一般職給与改正法附則第五条の規定は、第二条の規定による改正後の法第十四条第二項において準用する一般職給与改正法第二条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律第十条の五第一項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第五条中「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十八号）附則第八条において準用する一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第六条　附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第七条　国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第八条　国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第八項中「附則第十二条第六項」を「附則第十二条第七項」に改める。

附則第八条第九項中「第九条の規定による改正後の」及び「（附則第十二条第五項及び第十三条において「新防衛省職員給与法」という。）」を削る。

附則第十二条中第九項を第十項とし、第六項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、同条第五項中「第五条第二項」を「第五条第一項及び第二項」に、「及び」を「並びに」に、「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、「並びに新防衛省職員給与法第五条第一項」を削り、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　暫定再任用隊員は、定年前再任用短時間勤務隊員とみなして、防衛省の職員の給与等に関する法律第十四条第二項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第十条の五第一項の規定を適用する。

附則第十三条中「新防衛省職員給与法」を「第九条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律」に改める。

理　由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。